

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松 本 芳 之

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成26年 4月17日

昭島市長 北 川 穰 一

記

諮問第 48 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 49 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 50 号

個人情報の目的外の利用について

問 答

諮問第 49 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報外部提供について

(説明) 昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。）第14条第2項ただし書の規定に基づき、次の事項について諮問する。

住民税の特別徴収に係る特別徴収義務者への税額通知について

個人住民税の賦課においては、特別徴収義務者（従業員の個人住民税をその者の給与から天引きして市町村に納入する義務を負う事業者をいいます。以下同じ。）は、従業員に係る給与支払報告書を、その者の1月1日現在の住所地の市町村長に同月31日までに提出することとされています。

これまで給与支払報告書の提出方法は、書面又は光ディスク、磁気テープその他の記録媒体によることとされてきましたが、平成24年3月の地方税法改正により、特別徴収義務者のうち前々年に提出すべき国税の法定調書の提出枚数が1,000枚以上の事業者が平成26年1月1日以降提出すべき給与支払報告書については、電気通信回線又は記録媒体による提出が義務付けられました。

特別徴収義務者に対し、税額を計算した後に送付する税額通知は、これまで書面によって行っていましたが、上記義務付けに伴い給与支払報告書を電気通信回線によって提出した特別徴収義務者に対しては、事務の効率化及び特別徴収義務者の利便性の向上の観点から、今後は税額通知を電気通信回線を通じ送付したいと考えています。

このことが条例第14条第2項本文の規定により禁止されている「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報への外部提供」に該当することから、同項ただし書の規定に基づき意見を求めるものです。

電気通信回線を通じて特別徴収義務者に提供する個人情報、使用する電気通信回線等は、以下のとおりです。

- (1) 提供する個人情報
- | | |
|---------|----------|
| ①住所 | ②氏名 |
| ③特別徴収税額 | ④給与受給者番号 |

(2) 使用する電気通信回線

L G W A N回線（総合行政ネットワーク。地方公共団体内の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする高度なセキュリティを備えた行政専用ネットワークをいいます。）

(3) 提供開始時期

平成26年5月1日（予定）

(4) 提供頻度

随時

なお、電子計算組織の結合に当たっては、国の定めた「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成25年総務省告示第206号）に従い個人情報保護に必要な対策を講じます。

平成26年 4月30日

昭島市長

北 川 穰 一 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松 本 芳 之

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

平成26年4月17日付け26企法指第2号にて諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第48号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第49号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第50号

個人情報の目的外の利用について

答 申

諮問第49号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

住民税の特別徴収に係る特別徴収義務者への税額通知を電気通信回線を通じ送付することについては、事務の効率及び特別徴収義務者の利便性を高めるうえで有益かつ必要であると認め、了承する。

なお、個人情報の取扱いについては、最大限の注意を払っていただきたい。